



始



集 演 講 學 諸 本



輯 四 十 第

篇 學 法

法

律

と

慣

習

日本法學と大東亞秩序の建設

東京帝國大學教授

法明治大學博士

末弘嚴太郎

法明治大學總長
文學博士

鵜澤總明

纂編局學敎省部文

041
M031

本日諸學講演集

第四十輯

法學篇

法律と慣習

東京帝國大學教授

末弘嚴太郎著

日本法學と大東亞秩序の建設

明治大學教授
鶴澤總明著

文部省教育部編纂



E 917
3月1

はしがき

一、本輯は昭和十八年十月六日、東京都神田區一ツ橋共立講堂で開催された日本諸學振興委員會昭和十八年度法學公開講演會に於ける講演の速記を印刷に附したものである。
二、日本諸學振興委員會は國體の本義に基き各種の學問の内容及方法を研究批判し、我が國獨自の學問文化の創造發展に貢獻し延て教育の刷新に資する目的の下に、昭和十一年九月文部省に設置せられたものであるが、現在、教育學、哲學、國語國文學、歷史學、經濟學、藝術學、法學、自然科學及び地理學の九部門に分れ、各部門共毎年一回學會並に公開講演會を開催してゐる。
三、本委員會では絞上の目的達成に資する爲、本輯以外に、各學會に於ける研究發表を『日本諸學研究報告』として刊行し、又機關誌として『日本諸學』を年四回發行してゐる。

昭和十八年十二月

文部省教學局

法律と慣習

東京帝國大學教授
法學博士

末 弘 嚴 太 郎

日本法理の探究、日本法學の樹立を目指して各種の 方法が學者に依つて提唱せられ
つゝある。のみならず今ではそれ等相互の間に批判が行はれる段階にまで立ち至つて
ゐる。必ずや近き將來それ等の方法を通してそれぞれ相當の成果が擧げられるであら
うことを私は期待してゐる。

しかし、それ等の方法はいづれも或正しさをもぢながら、而もいづれか一つだけが
排他的にその權威を主張し得るものにあらずして、いづれもその效用に於いて局限を
もつてゐる。従つて、それ等の各個についてそれぞれその局限を検討しながら、その

すべてを併用することが恐らくは目的達成の最も正しい仕方であるやうに私は考へてゐる。

従つて、私は今まで諸學者に依つて提唱された方法の外に更に別途の方法を呈示して諸君のお考へを願ふことが必ずしも無意味でないと考へるのであつて、その意味に於いて私はこゝに兼々考へてゐる「慣行調査に依る方法」の骨子を説明して諸君の批判を乞ふ次第である。この方法も無論その效用に於いて或局限をもつてゐるに違ひない。しかし、他の方法と併んで、他の方法では到底得られない或る特別の成果がこれに依つて得られる見込みがあると私は考へてゐる。

私がこの方法に思ひ至つた主なる動機は、數年前東亞研究所の委嘱に依つて北支の農村慣行調査を開始するに當たり、先づその準備として從來各方面に於いて行はれた慣行調査の報告書類や、慣習法理論に關する多くの文献を涉獵してゐる間に、段々と「社會秩序の力學的構造」なる構想が熟して來たことに關聯してゐる。

依つて、「以下に先づその構想の概略を説明する爲、右調査準備書の一節を引用したい。

「法的慣行は如何なる態様に於て存在するか。」

「本調査は現在の支那社會に實效性をもつてゐる法規範、即ち現在の支那社會諸關係を現に規律し成立せしめてゐる法的慣行を、動きつゝあるがまゝに如實に捉へることを目的とする。單に舊慣即ち既に死滅し若くは死滅せんとしつゝある傳統的慣行を調査するのが我々の目的ではない。しかし、調査の實施に當つては屢々一定の慣行が現に實效性をもつものなりや又は既に過去のものに過ぎざるやに付き疑ひを生ずる場合少からざるべきことが豫想されるから、凡そ法的慣行なるものが如何なる態様に於て存在するものなるかを理論的に考へて置く必要がある。」

「法的慣行は所謂生きた法律に相當するものであるから、元來固定不動の形に於て存在するものではなくして、現實の生活と共に流動的に生きてゐるものである。傳統的にして従つて固定的傾向をもつ在來の秩序と日に日に生成發展して已まない新しい社會形成力との接觸面に不連續線的渦流の形で發生し動きつゝあるものこそ法的慣行

存在の實相に外ならないのである。殊に現在の支那に於けるが如く、一面に於て遠い過去に由來する傳統的要素が依然として力強く殘つて居り、而かも他面に於て政治的、經濟的其他各種の原因から日々起生しつゝある革新的要素が力強く働いてゐる場合に付いては、其處に發生する渦流の廣さ及び動きも相當大きいものと考へねばならないから、それを記述的に捉へるについても不絶其點に留意し、傳統的なものと革新的なものとの相争ふ様を書きつゝ、實相を動きのまゝに書き出すことに全力を盡す必要がある。死滅しつゝある法的慣行、起生しつゝある法的慣行、それ等をその動きつゝある方面に留意しながら書き出すことが吾々にとつて最も重要な任務であると言はねばならない。

即ち、實在の社會秩序は靜止不動の形に於いて存在するものにあらずして、各種社會力の力學的な相克持ち合ひに依つて成り立つてゐる。一定の社會に規律を與へるために働きかけてゐる政治力は、その社會に固有な傳統力並びにその社會を支配する社會法則、經濟法則と接觸しながら、一定の秩序を形成しつゝある。その狀恰も高氣壓

と低氣壓とが其の接觸面に不連續線的の渦流を形成するに類似し、一見靜的に安定してゐると思はれるものも實は相克する力の持ち合ひに過ぎず、多くの場合には力と力とが互ひに働き合ひつゝ、絶えず安定を求めるながらも安定と動搖との連續の中に動きながら秩序が形成されてゆく。比較的固定した社會に於いては力の平衡に依つて安定した秩序が繼續的に定立されるけれども、こゝでもその安定は力と力との持ち合ひに依つて成り立つてゐるのである。之に反し、多少とも變轉期に在る社會に於いては力と力との相克に依る動搖が目立つけれども、この場合でもその動搖の間に絶えず安定を求めるながら秩序が形成されてゆくことが見出される。

生きた法律としての法的慣行は實にかくの如き在り方に於いて存在するのであつて、この事實を認識しながら特定社會の法的慣行を調査するとき、我々はその社會の特質を理解し得ると同時に、その社會に於ける政治力の現はれとしての法律がその社會に働きかけてゐる實相を機能的に捉へ得るのである。

中央政府の政治力の社會に對する滲透不十分な支那社會について、その特質を理解

する一方法として、以上の觀點よりする法的慣行の調査を行ふべきことを我々が提唱したのは實に此の理に基づくのである。

二

然らば、此の種の方法を用ふるに依つて、我々は如何にして日本法理の特質を捉へ得るか。

その理を明らかにするため、物理現象の比喩を用ひる。一定の物に一定の力を加へると一定の抵抗がある。従つてその抵抗を測定するに依つてその物の性質を探知し得る事は周知の事實である。最近地下資源を迅速簡易に探知する方法として大いに利用せられつゝある物理探鑽法は實に此の理の應用に外ならない。又ブリズムを以つて特定の星が發する光を分析するに依つてその星を組成する物質を探知する方法も亦此の理を應用したものに外ならない。

我々は此の理を社會現象に類推して社會の特質を探知しようといふのである。例へば、我が國に於いては明治維新此の方一方に於いて歐米の文化が輸入されると共にそ

れに特有な經濟法則、社會法則が逐次に流入し、不可抗的の力を以つて強く我が國社會を支配するに至つた。それと同時に明治政府は歐米の法制を模倣して新たに各般の制度機構を樹てた譯であるが、これ等の新しい社會法則なり、政治力に依る新制度の實施に對して、我が國固有の傳統力は果してどの程度まで抵抗したであらうか。その抵抗の實情を事實について精確に測定し得るとせば、我々は之に依つて我が國固有の傳統力が何であるかを察知し得る譯であり、これに依つて我が國社會の特質を明らかにし得ると同時に、惹いては我が國社會に妥當する法の特質、即ち日本法理のあるべき姿を考へる基礎を與へられる譯である。

以下に具體的に例を擧げてその理を説明する。

先づ第一に、我々判例を研究するに依つて、裁判官がそこで驅使してゐる法理念と法技術との實情を知ることが出来る。その裁判官はすべて歐米風の法學に依つて教育されたものであり、その運用する法令も亦主として歐米のそれに模倣して制定されたものである。それにも拘らず、彼等がその運用の間に示してゐる法理念は必ずしも歐

米のそれと一致することなく、驅使する法技術にも自ら我が國らしい特質が見出される。此等の特色を精確に蒐集し分析するに依つて、我々は一面に於いて裁判の対象たる我が國社會の諸事情がそれに固有する特質の故に自ら裁判官を動かして裁判の上にかかる特色を現はさしめる理を捕捉し得ると共に、他面に於いては日本人としての裁判官に特有な法的の考へ方が何であるかを察知することが出来る。かくして我が國の社會に固有なる傳統の力と日本人としての裁判官とが歐米風の法制と法學に對して不知識の裡に如何に抵抗したかを知るに依つて、我々は日本法理の基礎たるべき日本的特質を科學的に測定し得る譯であつて、此の意味に於いて我々は明治此の方の判例を個々に就いて具體的に而も全體として組織的に研究する必要を痛感し、何人かの手に依つてその仕事が實行されることを希望して已まない。

第二に、我々は我が國についても民間の法的慣行を調査するに依つて法律が實際上どの程度まで行はれてゐるかを知り、之を通して我が國社會の國家的規律に關する抵抗力、從つてその特質を知ることが出来ると考へてゐる。凡そ一國の法律が實際上そ

の社會に行はれる程度は當該法律の社會的妥當性と當該國家の政治力の強弱とに比例して定まるべき理であるから、我が國の如く政治力の滲透程度が極めて高い國に於いては法律の實際に行はれる程度も支那などに比べて遙かに高い譯であるが、それでさへ法律は必ずしも立案者が企圖した通り完全に行はれないのが實情である。例へば、民法親族篇及び相續篇の規定の如き、特に戸籍制度の力を借りて實際上可成りの程度まで民間に徹底して行はれてゐるけれども、それにも拘らず民間には法律の規定と異なる習俗が今尚相當廣く行はれてゐることを否定し得ない。從つて、かゝる習俗を科學的に調査すれば、それを通して身分的規律に關し我が國の社會が如何に國家的法規律に抵抗するかを知り得る譯であり、之に依つて我が國社會の特質、從つてこの社會に適合する法原理と法技術とを見出し得る譯であると私は考へてゐる。

之を要するに、判例なり民間の法的慣行なりを組織的に調査研究すれば、必ずや明治此の方我が國の法制並びに法學を壓倒的に支配してゐる西洋風の法理念並びに法技術に對して我が國の人及び社會が如何に抵抗したかを知ることが出來、これを通し

て自ら凡そ法に關して日本的な特色を明らかにし得ると私は考へるのである。

三

以上に述べた私の考へ方を正しく理解して貰ふ爲には、從來我が國の一般教科書に記されてゐる慣習法理論に對して一應の検討を加へる必要があるやうに思ふ。蓋し、それ等の教科書は多くその所謂慣習法の本體を明らかにすることなく、唯漠然法源の一として法律の外に慣習法の存在することを認めてゐるに過ぎず、而もその慣習法は私の所謂生きた法律としての法的慣行と本質的に全く別のものであるやうに考へられるからである。

從來一般の教科書が記す所に依ると、政治的に組織された社會としての國家に依つて制定され強制される有權的規範としての法律に對して、國家の政治力とは無關係に社會に於ける永年の慣行を通して發生し、從つて組織せられたる國家の政治力の代はりに輿論その他社會的諸力に依つて支持されてゐる慣習法の存在することを認める。而も慣習法は常に法律に對して劣位の關係に立ち、僅に法例第二條、商法第一條の

規定するが如き範圍に於いてのみ、法律と同一の效力を認められるに過ぎない。從つて又慣習法は法律を廢止する效力をもたない。

慣習法に關する此の種の考へ方は、明らかに第十九世紀末葉に於ける獨乙私法學の所說を繼承するものであるが、而も獨乙に於ける當時の慣習法論がその形をとるに至るまでの沿革を説くもの殆どなく、殊に第十八世紀以降獨乙に於ける慣習法論が先づ法律優位論から始まつて慣習法優位論に移り、やがて又法律優位論に復歸した學說變遷の裏面に働いた政治的契機を全く看逃してゐることは、何といつても科學的に見て覆ひ難い缺點であるといはねばならない。

獨乙に於ける慣習法理論の歴史的動きを回顧して見ると、先づ初めに第十八世紀末葉に於ける法律優位論は、自然法論を武器とする當時の革新的政治力が理性の法的表現としての法律を以つて既に崩壊に瀕してゐた舊秩序の擁護者たる慣習法を打破せんとする政治論に外ならなかつたことを見出す。從つて、その所謂慣習法は判例法をも含む舊秩序的法規範全體に外ならないのであつて、今日我々がいふ生きた法律として

の法的慣行とは全く別物である。

次に、サヴィニー、ブフタを頂點とする慣習法優位論は、自然法論に對する反動として行はれた立法反対論に外ならないのであつて、その際行はれた法典論争も畢竟舊秩序に傳來する *gemeines Recht* を以つて獨逸統一法を形成せんとする主張と自然法論に基づく立法を以つて獨乙國法を統一せんとする主張との争ひに過ぎなかつたのである。従つて、その論争の主たる契機は政治的であつて、その所謂慣習法も亦今日我々のいふ生きた法律としての法的慣行とは全く別物である。

更に第十九世紀末葉に於ける法律優位論は、當時着々として制定法體系が整備しつつあつた實情に即應して生まれた司法政策論に外ならないのであつて、國家の制定法體系がかくの如くにして整備されることとなれば、最早慣習法の力を借りることなしに「法律に依る裁判」が可能となり、又その方が司法經濟的に考へても便宜であるといふ實情を反映してゐるのである。従つて、當時の論争は最早法律と慣習法との優位争ひではなくして、ロマニストとゲルマニストとが法典編纂上優位を爭ふ論争となつてゐたのである。

たのである。

之を要するに、第十八世紀末葉以降獨乙に行はれた慣習法をめぐる論争は主として政治論であつて、その所謂慣習法は我々のいふ生きた法律としての法的慣行とは別物であり、之に關する議論は殆どすべて法律學が社會學、民族心理學等の洗禮を受ける以前の獨斷論であつて、一般に著しく科學性を缺いてゐる。無論、其の間にも例へばベーゼラーの「民族法と法曹法」(Beseler, Volksrecht und Juristenrecht)の如き著作を通じて早くから我々のいふ生きた法律に注意を向ける傾向のあつたことは之を看逃がし難いのであるが、大勢は略。上述の如き狀態に止まつてゐたのである。

四

尙終りに、以上の議論に於いては私は屢々國家の政治力と社會を支配する社會法則との對立・相克、従つてそれ等相互間に成立する力の均衡とをいふことを述べてゐるが、それに關聯して國家と社會との關係に關して從來廣く行はれてゐる考へ方に對して一應の批評を加へ、此の點に關する自説の一端を述べて豫め誤解を解く用意をして置きたい

と思ふ。國家に對して社會の獨自的存立を主張する考へ方の原生態は既に第十九世紀に於ける歴史派の法律家の間にも之を見出しえる。彼等は分析派の法律家が専ら政治的に組織せられたる社會の機關に依つて制定強制せらるゝ有權的規範を以つて法なりとし、かかる組織せられたる權力に依つて直接支持せられざるものは法にあらずと考へるのに對して、政治的に組織せられたる社會とは全然獨立した起源をもち、從つて主として法規の背後に存する社會的壓迫——輿論・服従の慣習・同輩の不滿等——に依つて支持せらるゝ慣習的規範を以つて法の本體なりと考へ、これに依つて社會が國家の政治力、從つて政治組織を離れて獨自的に法を生み出すことを認めてゐるのである。

しかし、國家に對して社會の獨自的存立を主張する考へ方が、第十九世紀以降今日にかけて有力化した主なる原因は、第十九世紀以降隆々たる勢を以つて世界を風靡した世界經濟が國境を無視して各國に經濟的自然法則を強要し、各國內部の政治に對してかゝる法則が不可抗的な力を以つて優位を示し、經濟法則・社會法則の支配する社會が政治に對して不可抗的な權威をもつて至つたといふ事實にあるのだと私は考へてゐる。

る。從つて、國家と社會との對立を認める考へ方は、一面に於いて世界主義的であると同時に、他面に於いては經濟の政治從つて法律に對する優位を主張する唯物論的傾向に傾く。而も此の種の考へ方が有力化した理由は、第十九世紀に於ける世界、從つて各國の實情にかゝる考へ方を裏付けるだけの客觀的事實が嚴として存在したからである。

從つて、世界經濟秩序が破綻し崩壊しつゝある最近に於いて、特にかゝる秩序の世界的支配を否定する諸國の内部に、政治の經濟に對する優位を主張する考へ方が強力に擡頭するに至つたのは當然のことであつて、これが國家と社會との對立を肯定する考へ方を邪道視する思想を有力化せしめた主な原因である。さうして、かゝる國に於ける政治がこの線に沿ふて導かるべきは勢の當然であると私は考へてゐる。

しかし、この國家と社會とを區別する考へ方は、凡そ國家のことを考究する方法として一の長所をもつてゐるのであつて、それを全的に拒否するが如きは、科學的な態度といひ難い。蓋し、經濟秩序の世界的支配を否定して事を一國內の問題としての

み考へ得るとしても、一國內にも亦自ら一定の經濟法則が行はれ、社會法則が行はれる事實は之を否定し得ないのであつて、それ等の存在を一應肯定しながら、その本質を明らかにした上それを政治的に利用する所にこそ政治本來の面目があり使命があると考へられるからである。物質文化の方面に於いては、先づ物理學化學その他の所謂基礎科學に依つて自然を支配する法則を明らかにした上、その法則の利用しえべきものを適當に利用して文化目的を達成してゆかうとする所に技術科學の使命があると考へられてゐる。これと同じやうに、我々が政治・法律のことを考へるに當たつても、一應は先づ基礎科學的な見地から經濟法則・社會法則を明らかにすることに努力した上、それを政治目的に利用する方策を考察すべきが當然であつて、實際政治は意識するとな否とに關係なく常にかかる方法に依つて行はれてゐるのであり、實用科學としての政治學・法律學は此の方法に依つて研究せらるゝに依つてのみ科學の名に値するものとなり得るのである。さもない限り政治は獨善に陥り、政治・法律の學は獨斷に陥つて、實際上の支障に逢着し易く、實用價值を發揮し得ないことになるのだと私は考へてゐる。

勿論、經濟乃至社會法則は絶對のものではなくして、政治の立前如何に依つてはこれに相當の變化を加へ得べきものなること勿論であるが、それにも拘らず此等法則の支配を全然無視して、何事も政治力を以つて自由自在に形成し得べしと考へるが如き思想に陥ることは嚴に之を戒めねばならぬ。さうして、かかる弊害に陥ることを防ぐ爲には、政治力の表象としての國家と社會法則の表象としての社會とを一應分離せしめ對立せしめながら、國家・政治・法律のことを考究することが科學的の方便として最も適當だと私は考へるのである。

無論、國家と社會とを分離し對立せしめるといつても、科學的考察の方便に過ぎないから、その所謂國家は政治・法律の面よりする觀察のフィルターを通して映出される假象に過ぎず、又その所謂社會は經濟・文化の面よりする觀察のフィルターを通して映出される假象に過ぎないのであつて、實在するものは獨り本體的國家に過ぎない。此の理を我が國を例として説明すれば、實在するものは大日本帝國であつて、これこそ

「國體日本」若くは「本體日本」といふべき皇國の本元體それ自身である。しかし、此の實在としての本體的日本を政治・法律の面から觀察すると「法治國日本」が映出され、經濟・文化の面から觀察すると「社會日本」が映出される。而して——上述した國家と社會とを分離對立せしめる考へ方に依ると——前者が國家に相當し、後者が社會に相當するのであつて、「法治國日本」は即ち大日本帝國の政治法律的に組織せられたる機構に外ならず、「社會日本」は又大日本帝國の社會法則に依つて支配せられる經濟・文化的面に過ぎないのであるが、而も我が國の政治・法律を科學的に研究して正しきを求める上からいふと、「國體日本」に淵源する日本の原理に飽くまでも最高最後の指導原理を求めるながら、それを中心として一方に「法治國日本」を置いてその政治的要請を考へ、他方に「社會日本」を置いてその社會的要請を考へ、兩者を對立せしめつゝ、而も交互の働き合ひを通じて安定と秩序とが形成されてゆく理を正しく認識する必要があると思ふ。

かくして飽くまでも國體日本の道義的原理を基本理念としながら、一面に於いて社

會日本、即ち社會法則の支配を一應肯定しつゝ、而も同時に之を理解し克服して政治的に利用することに努力してこそ、法治國日本の法秩序を道義的にして而も合理的ならしむべき科學的の道が開かれるのだと私は考へてゐる。

而して、かくして道義的にして而も合理的なる法秩序を形成する構想こそは、今日我々に課せられた重大任務である大東亞共榮圈の法秩序の構成を考へるに就き正しき科學的基礎をなすものであると私は信じてゐる。蓋し中外に施して悖らざるの理は常に道義的なると同時に合理的でなければならぬからである。

日本法學と大東亞秩序の建設

明治大學總長
法學博士 鵜澤總明

只今末弘先生より極めて御研究の深き御講演を承つたのであります。私の問題は今日の政治・經濟・社會・國家・民族等あらゆる方面に亘りまして、變動の行はれる場合に於いて、日本法學の現在擔つて居ります使命といふことを考へまして、今日の世界の情勢、大東亞の諸問題に就いて考へるのでござりますが、併しながら政治論といふやうにも考へて居らず、又其の他普通の社會的の意味とも考へて居らぬのであります。歸する所法學の立場から此の問題を取扱つて見たいと思ふのであります。何と致しましても支那事變から今日の大東亞戰爭に及んで、更に世界の戰争となつて居るのでござりますから、此の場合に於いて我が國民と致しましては、學徒も亦必勝の信念の下に考

慮を廻らして、さうして日本法學の現在將來此の兩面に於いて、大東亞にどうしても起つて來なければならぬ秩序の建設といふ事柄に就いて、働いて行くべき可能性といふことが問題となると思ふのであります。大東亞戰は必勝の信念の下に國家の總力を盡して米英を擊退しなければならぬ、而して此の大戰は破壊ばかりではなく建設を伴つて前進するといふことが必要であります。此の建設といふことに於きまして、日本法學が重大な使命を持つて居る、かう考へて居る次第であります。日本法學は今日まで我が國の先進法學の方々に依りまして、殆ど世界に比類のない程よく耕されて居ると思ふのであります。我々は先進法學者並びに現代に於ける新進有爲の法學者の力に依りまして、世界に對して我が國の法學は優るとも劣る所はない、かういふやうに信じて居るのであります。

それで先づ新秩序の問題でございますが、第一に考へますことは法學と致しましては國際法の問題であります。私は二十數年前に世界の國際法といふものがもう少しがあれば、世界に平和といふことを或程度確立することが出来るものであらう、併し

ながら國際法といふものがそれ程の力がない、或場合に於いては法であり或場合に於いては法ではないといふやうな取扱を受けて居つたやうな次第であります。萬國相協和して此の世界を立て、相互扶持の基として法律を尊重する以上は、先づ世界の平和といふことを考へずに居ることは出來ないと思ふのであります。それで歐米の國際法學者が唯一國內の秩序・幸福・安寧といふことばかりではなく、世界各國の平和の爲に又秩序の爲に努力を致して居るといふことは、これは著しいことでござります。けれど歐米の國際法が世界に平和を確保することが出來なかつたのであります。歐米學者の中に於いて此の事實を論破致して居るものもあるのであります。必ずしも純粹の法律學者ではございませんが、私が二十數年前に讀んだのはレオナルド・ネルソン（註一）といふ法律の學問と東洋倫理學とを研究し、相當有力にして學的價値ある書物を發表した人であります、其の著述の中に、レビツウイツセン・シャフト・オーネ・レビト（Die Rechtswissenschaft ohne Recht）法のない法學といつたやうな書物がありましたが、主眼を國際法に置き和蘭のグロート以後唱へられました國際法の諸種の學說に就

き批判をして居りまして、其の當時二十數年前に於ける歐米の國際法に正義といふことが無視せられて居ることを痛切に論じたのであります。それはネルソン唯一人であるばかりでなく他にもさういふやうな人がございますが、一番事實として其の頃に立證せられましたのが前の歐羅巴の戦争であります。

又現在の世界戦争といふものが、此の問題に就きまして大きな事實を證明して居ると思ふのであります。歐米國際法は正義を實現するといつて居るのであります。それで世界秩序の建設の正義の實現、又正義とは如何なるものであるかといふことを把握することも事實上には於いては難かしいやうな状態になつて居るのであります。そこで世界秩序の建設の段階と致しまして、正義を確保して之を實現する國際法が望まれて居るのであります。が、私の考では今の日本法學を除いては、世界諸國の法學の中に於いて此の實現可能を認めることが困難であると思ふのであります。非常な斷定のやうでござりますけれども、比較法學の研究を致しまして諸君の御考へになられましたことと思ひますが、歐米法學に於きまして未だ法の本質が把握されて居らない。法の本質を擱むといふこ

とは難かしいことであります。丁度物理學者が物體の本質を擱んで參りますことの難かしいやうに、法の本質といふものを擱むといふことも難かしいことであるには違ひありません。併しながら法學は又此の點に向つて進んで行かなければならぬと思ふのであります。そこで歐米の法學をすつと見て參りますと、法の形式、法の目的はギリシャ、ローマの古代から現在歐米法學の現狀に至るまで、實に詳密な研究を経て居るのであります。又法學の文獻も驚くべき程多數ございまして、其の各時代並びに時期に於ける研究といふものは、決して空疎なものではなく法の意義といふこと、或ひは其の狭き意味に於ける精神といふやうなものは、學者の頭脳を傾け研究せられて居るのであります。我が國の法學者はこれ等の研究に就きましても、歐米學者の壘を摩するものがございまして、非常に我が國の法學は進んで居ると思ふのであります。けれども法の本質と致しまして法は生けるものである。かういふ研究に至りましては、これは歐米に於いては寧ろ新しいのであります。命令法の學說、實證主義の學說、性法理性法の主張、自然法の學說といふやうなものに就きましても満足することが出來な

い。これ等法律は文化の一時期、一時代に於いては有力であつても、一民族の進歩發展にも伴ふことが出来ない。よくいはれますやうに法は保守的なものであり、法學者も多くは保守的な傾向がある。かういふやうに見られて居るのであります。或日本の法學の大家であります、イギリスの國は政治は腐敗して居る。政治だけで考へればイギリスは亡びる、所がイギリスにはコモンローがある。このコモンローがある爲にイギリスはまだ亡びて居ない。かういふことを申したことを聞いたのでござりますが、これは必ずしも保守的とは申しませぬけれども、其のコモンローに於ける或傾向をよく洞察されたものであると思ふのであります。國家民族の進歩發展の神機に順應することに對して法學といふものは頗る保守的なことがあります。無論保守でありますと爲に大いに健實な所もござりますが、而し保守といふことは決して悪いとは申しませぬけれども、今次の此の世界大戰の現實に當面致しましてはかういふやうな立場にある歐米法學といふものは相當苦心をする點であらうと思ふのであります。併しながらかかる間にありましても、我が國の法學といふものは大いに進歩の新らしい方向に

立たうと努力するものがありますことは、洵に私共心を強く致す次第でござります。又外國に於いてもさういふやうな考を持つて居る學者があることは御承知の通りであります。私は其の一例と致しまして例へば獨逸のウキルヘルム・ザウワーを擧げて見たい。(註1)此の人は一九三六年「法律及び國家哲學」と題し生ける法に於ける體形的序論とも書物 (Wilhelm Sauer, Rechts und Staats-philosophie, Eine Systematische Einführung in das lebende Recht.)を發表致して居るのでござります。それで其の書物の脚註の中に一九三五年の五月六日ブダペストに於いて、又一九三五年の十月一日に巴里に於いて其の意見を公表したといふことを書いて居るのであります。

一千九百三十六年の法律哲學國際協會の年報にも一部が公表されたとあります。此のザウワーの意見は私が申すまでもなく諸君の中には、既に詳しく述べて居られる方がおるでと考へますけれども、此の新たなる秩序、大東亞に於ける秩序の建設を擔ふ日本法學の使命といふやうな立場から、此の獨逸の法學者の考も一應参考となると思ひますので、簡単に申し上げたい次第であります。法が(一)形式、法規、秩序、組

續と(一)事實上の生命現象と(二)文化的(民族的)價値を及び更に大きな共關(全體)を指示する方向であり、生命の流の中に見出される。簡単に言へば法規—法事實(法的需要)—法理念であり、形式—質料—方向であり、規範—實力—價値であり、命令—生命—文化であると説き、此の三つのものの間の關係を研究することに意を注いで居るのであります。それで法學の研究には御承知の如くアウスチンが、法は成法であつて法律學は成法の學であると説明したことやそれから又實證主義の法學も起り、我が國に於いても諸先輩の學者から極めて深く耕されて居りますことは申す迄も無いのでございます。法が稍狭き對象として科學的研究を續けられて居るのであります。併しながら一面に於きまして私の考へる所では法の研究は非常に廣い學問の範圍を必要とするのであります。唯法規に現はれて居るものだけを法として研究するといふやうな場合には、多くは法の或部分の把握は出来ましても、全體生ける法といふことを考へることは相當に難かしいことである。そこで廣い研究が必要であります。ザウワードによりますと、若し現在に於いてプラトンの宗教的、美術的、哲學的、法律學的、社會的、民

族歴史的の諸理念の問題。イデーン即ち諸理念の問題、カントの純粹意識、ヘーゲルの客觀的精神又は神祕論者の神的の諸力、ライブニツの中樞的諸單子(私はモナードを泰一と謂つて居りますが、茲に單子と申します)それからエドワルド・フォン・ハルトマンの無意識哲學、ニイチエの超人間的のもの、ゲーテのファウストに於ける母達といふやうなものに就いて深い研究又は體驗を積むならば、我等の形而上學が價値單子として認識し現在問題として説明するものを、即ちそのものをこれ等の人々が研究した凡の場合に於ける意味のものであつたことの發見が出来るのでは無いか否かを検討せよといつて居りまして、今日の獨逸の新體制なり歐羅巴の新しい秩序といふものを規定して行くべき新たなる歐羅巴の爲には、古典に對し舊學說に對してもどれ程の注意と研究をしなければならぬかといふことを示したものであると思ふのであります。

それから極めて簡単な書物に述べてあるのでありますが、メツガアの考は法といふものを分けまして、法を法規と國民の健全な感覺の中にあるもの、かういふ風に見まして法規の解釋を單に過去に制定されたものとなさず、現に生ける法としての形式と

して研究して行かうといふのであります。かういふやうな傾向、研究方法にも亦法の本質の研究の新らしい方向に進んだものと見ることが出来るのであります。そこで私の申す迄もなくシユタムラーであるとか、或ひはケルゼンといふものは理念といふものの研究に比較してザウツーの研究は生命と結び付くといふ所に大いに注目すべき所があると思ふのであります。

今日法學の研究は一面に於いて理念の研究といふことになつて居りますが、又一面に於いては精神といふことを説かれて居りまして、間々此の理念といふことと精神といふことの間に區別をせずに問題を取扱つて居るやうな場合もあるやうでございます。此の事はヘーゲルが已に「歴史哲學」(註三)の中にかういふことをいつて居ります。ギリシャの世界は思想ダントンケンを理念イデーにまで發展した。これに反して基督教的、ゲルマン的世界は、思想を精神として把握した。理念 (Idee) と精神 (Geist) 即ちイデーとガイストこれが相違である。かういふことを述べて居るのであります。

それで今日の獨逸の法學者の中には、更に新ヘーゲル學派のやうな立場から、尙理念と精神イデーとガイストといふものの比較に就いて一層詳しく述べて居るやうであります。即ち理念の方から器械と體系といふやうなことが考へられ、精神の方からは歴史、生命といふことになるのであります。かういふやうに獨逸法學界は在來のローマ法を唯繼承してローマ法の解釋なり註釋なりを加へ、更に之に註釋を加へて理念的に發展致しましたものに對して更に精神的な方向、生命的な方向、歴史といふことも從來の唯過去の記録といつた歴史でなく、生命の絶えざる流、永遠不斷の流の上に立て居る其の歴史といふやうなものに就いて考へて、法の本質をそこに求めて行かうといふやうなことになつて居ると思ふのであります。かくて獨逸などの法學界に此の生命觀の研究が導入されて參りましたが、日本に於いては、此の生命觀の考へ方といふものは非常に久しきものである。此の事に就きましては既に皆様の御承知のやうに我が國に儒教の渡來、佛教の東流を始め世界各文化の取捨選擇が行はれて、日本の方々は非常に謙遜に各國の文化を研究するのであります。其の結果と致しまして殆ど日本以外の法學なり或ひは法學のそれ等の國々に於いて考へられました考へ方、又法の本

質に關するやうな研究もやつて居るのであります。例へば儒教に依つて傳へられました禮の考、それから佛教からは法といふ考が入つて參りまして、現に佛教を日本へ持つて參りました時分の上表文を見ますと、此の法は諸々の法の中に於いて、最も殊勝スペクれて爲ります。解り難く、入り難し。周公孔子も尙知ること能はずなどいふやうな趣旨が書いてあります。其の佛教の法といふものは無論今日の法といふものとは違ひますけれども、法といふやうな文字が日本に入つて考へられて居るのであります。それから儒教ではございませぬが、支那の老子の考へ方に依りますとこれは法といふものを尊スル禮よりも重んじまして、法といふ考が殆ど今日の歐羅巴の學者のいふ自然法よりも、もう少し意味の深いものとして法の文字が用ひられて居るのであります。

それから明治年間に我々が法律を學びました一つの動機と申しますのはこれは政治的でも何でもない。唯日本民族の低く見られて居る治外法權といふものが存在して居りまして、同じ此の世界に國を成して居るに拘らず我々が歐米人よりも低く取扱はれて居る。これはどうしても一日も早く對等のものとなつて、治外法權といふものを撤廢して貰はなければならぬといふやうな考から歐米法を學んだのでございますが、我々の先輩、先進の法律學者に於かれましてはさういふやうな考も無論あつたらうと思ひますが、唯さういふ考ばかりではなく更に法に就いての學問に於いても、如何なる國にも劣らない法學を我が國に立てなければならぬといふ立場を堅持したと思はれるのであります。我が國に支那の思想の入つて來ました時代には禮と法といふものは區別せられて居り、其の法といふものは多くは刑名法術の徒といふので禮といふものに比して低いものと見て居つたのであります。隨つて大寶令に於いては經學を研究する者より法を研究する者は一段低い。明經博士が明法博士よりも高い。法を取扱ふ者は一段と低く考へられて居つたのであります。此の考へ方は明治の初めにも及んで居りまして、法學を研究する、法律を修めるといふことになりますと、漢學者などは何を苦しんで刑名法術の學問を修めるかと、かういふ風に法を修める者に批判を加へたのであります。然るに明治維新の大業が成り、日本の法學者が外國に留學する時代になりましたから法といふ本質の研究が眞面目に取上げられて居るのであります。而して法學と謂ひ法

律と謂ふものは昔の法術の法とは格段に違ひまして禮も含み、法も含んで居ります。寧ろ唯禮といふよりも亦唯法といふよりも精確な學的の名辭となり、東洋に於ける今日の眞の意味に於ける法といふものをいひ現はして來たのであります。此の點などに就きましても先進法學者の態度といふものを我々は忘れてはならない、かういふやうに思ふ次第であります。明治年間に於きましては、法學の發達、治外法權の撤廢といふやうな立場から法典の編纂も出來、法律學の研究も向上して今日の東京帝國大學を始め官私の諸大學に於きまして、實に新進有爲の法學者の方々が先進に躍きまして、此の大変な研究をなされて居るといふことは、私共洵に深く感謝する所でございます。我が大日本帝國は現在一面に於いて武力の戦に依つて敵を擊退することは固より必要なことであり、これは必勝の信念を以つて當たらなければなりません。これと同時に秩序の問題、思想の問題、禮法の問題といふやうな事の根本的な研究は法に俟つ所が非常に多いのであります。然も其の法と致しまして從來の支那法でも歐米法でも印度法でも或ひは希伯來や巴比倫あたりの法でも本當の世界の秩序を實現するといふことが出來なかつたのであります。此の問題が今課せられて我々日本の法學者の双肩に懸つて居ぬといふやうなことを現在考へますと、如何に法學といふものが、重大なものであり、又東亞の新秩序の建設に當たりまして法の建前から此の新秩序を現はして參りますことが、如何に必要であるかといふことを私共は高調しまして、更に法學者の一段の努力を希ふ譯であります。之に就きまして私の申し上げたいことは、元來法に對する考が歐米では理念的な説明が著しく進歩して居り、生命觀の考へ方は漸く此の近年のことであります。然るに日本では元々生命觀的なものであり法は生きて居る、命がある、「いきのうち」此の中に法は存在して居るものである。かういふやうな考へ方は極めて古いものであります。これは支那の法律の未だ來らざる前、印度の法の未だ來らざる前に我々日本民族の持つて居つたものであります。我々の血脈に其の考と精神が流れて居るものであるといふことを申し上げたいのであります。即ち我々の考へ方は眞に日本獨自ともいふべきであります。カントなどは時間と空間といふものを直觀の形式として考へて居り、或ひはギリシャ哲學以來空間を時間の上に置いて、空間の考が第一、さうして形式フル

六、理念イデーといふものを第一に見て居りました其の考とは少しく趣を異に致しまして、時間といふ考に殆ど大きな見方を致して居るのであります。此の時間といふ考が空間的に考へられ、空間に附屬して出来上つたものであるといふやうなことでもなく、寧ろ我々としては直接體験を持つて居る者は時間である。かういふやうな考が基本になるのであります。ハンス・ライヘンバッハといふ學者はその著「空時論の哲學」(註四)に於いて空間の考へ方は總て間接的なものであり、我々の五感の作用を通して得たるもので凡て間接である。然るに時體験は意識的諸體験の中で原初的位置を領有し、直接的なことに於いては必ず空的意識の上列に位置する。一般に空といふとの直接の意識に於ける體験は無い。然れども時に就いてはわれ等の存在(Dasein)に由つて、その流れることを感する。時體験は自我體験と密接な關聯を有する。我は在り、といふことは常に、我は今在り、といふことと同一意義にあるものである。これ程直接の體験はないといふことを唱へて居る。從來の獨逸、歐羅巴の哲學或ひは科學等に於きまして、空間の考から時間を其の空間の属性の少いものとして考へた考へ方に於いて間違ひがある。かういふことを申して居りますが、これは洵に卓見であると思ふのであります。

私は長い間支那の周易を研究し又老子も長い間研究致しまして、丁度昭和十二年に北京へ參つて北京の學者に自分の研究したものを聽いて貰つたのであります。其の人々は將來此の東亞の思想の問題を解決する根本の文獻としては、此の周易なり老子なりが最も故障なく又最も良いものとして用ひらるべきものではあるまいかといふことをいはれたのであります。此の周易を研究致して見ますと、周易の構成といふものは空間の上に立てられて居るものではないのであります。空間のものも一つの例には致して居りますけれども大體總ての時間の上に立つて居るものであります。時間の上に立つてゐる即ち命といふものは、元來時間の上に立つて居る、つまり我々が呼吸する間が實は生命の連續の象徴となるのであります。尤も禪宗の坊さん、或ひは神道の大家となると、息を止めて一週間位生きて居るといふこともあると聞きましたが、さういふ場合からいへば息がなくなつても生命があるといふことになりますが、普通の場合に於きましては我々本當に息が絶えてしまふといふと、詰り生命がなくなる譯であります。呼

吸と生命、呼吸といふものは一つの時であります。其の時といふものは時間を段々遡つて考へますと、有といふことが無といふことになつて始めて考へられる。總て有といふことだけならば、有といふとはよく分らぬ。併しながら無といふことがあつて有といふことが考へられる。それと同じく時といふことに就いてもライヘンバッハなどは非時の時、或ひは無時の時といふやうな言葉で現はして居るのであります。自然科學が一方に於いて量子論の深い研究から此の宇宙の本質に就きまして段々研究を進めて參つて居りますが、生命の問題になると、デュ・ボアレイセンがその著七大謎語(註五)に於いて論じて居るやうに、生命の起原といふものは今日もよく分らない。私の研究では生命といふものになると時といふことと無關係に把握し能ふと考へる譯には參らぬのであります。

實に時の問題は大きい。日本で天壤無窮と申されて、此の日本の永遠性、悠久性これは實に無時の時に及ぼして考へられる非常に大きな考へ方であると思ふのであります。時の上から位といふことが考へられる。位は時といふことから見ると、直線的坐面的に限定されるものでなく、先後終始といふことから、主體的の關係も含んで居る。立

體的の終始から上下の意義が明らかとなる。それで位といふことを考へられる。周易に於いては時と位、生命の生、それから命、此の五つのものを十分に研究することが漸次に明確にされて來た。遂に此の時・徳・位・生・命から支那の禮といふものを編出して居るのであります。禮といふものは今日の法に當たる部分が非常に多いのであります。ザウワーが法律哲學に於いて考へたことは法は三次元即ち三つの次元から始まつて完成される。故に法といふものは唯法規に現はれて居るものばかりでなく、事實(Tatsache)、形式(Form)、目的(Ziel)の三つの次元を通して本當のレヒトといふものを現はして居るのである。かういふことは時といふことを無視しては出來ないのであります。然るに日本に於いては、かゝる考へ方又は撰み方は極めて古い。それは神武天皇の御令は、六合を兼ねて以つて都を開き、八紘を掩ひて宇と爲さむこと亦た可からず乎、と仰せられて居ります。元元即ちあほみたからとしての臣民は、此の大きな御令に示された世界觀と申しませうか人生觀と申しませうか、實に廣大無邊な御言葉であります。幸に日本民族たる光榮を有する者には、これを認識することは容易に出來るのであります

す。それで法律學を修めるのに、先づ言葉といふものと數の事に注意せねばならぬ。數は論理にも現はれて居るのであります。これは法律學のみでない、苟も本當の學問でござりますならば言葉と數といふものを第一に最も親しく研究しなければならぬものであると思ふのであります。今我等の日常のことを注目すると、言葉は實に簡易明確であります。現在我々の持つて居る一番親しい言葉はアイウエオであります。此のアイウエオに就きましても、國學者は並べ方が悉曇の文字の並べ方であるとか、或ひは今のアイウエオは吉備眞備が作つたものであるとかいふ説明を致して居りますが、國學の方の問題はこれは別と致しまして、兎に角我々は今日アイウエオを持つてゐる。さうして此のアイウエオといふ言葉を一面持つて居りまして、此のアイウエオと更に餘の四十五音との關係を調べると、クスツフヌムルといふやうな音を合せて今の五十音が生れて來るのであります。其の配列の順序は平田篤胤のいふやうに、ウの所から始まるか或ひはアから始まるか、言語學者及び國學の眞率な研究が必要であると思ひます

が、我々は現にアイウエオを持つて居る。此の問題は別に詳細な卑見を發表する機會に

讓るが、不思議に我々は五本の指を持つて居る。其の五本の指を兩方合せて十本の指を持つて居る。而してアイウエオは左手の五本の指の上に現はして種々の物象を考へることが出来るのであります。同時に又日本の言葉が數になる。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十といふ讀方を致しまして、此の日本の簡素な清音が數字になつて居ります。

それから鹿島神宮の祝詞に現はれて居るといはれますヒ、フ、ミ、ヨ、イ、ム、ナ、ヤ、コ、ト、モ、チ、ロ、ラ、子といふ風に五十音を讀んで見ますと五十一音悉く數字であります。一義が一音の文字でいひ現はされて居ることもいはれる。今各音が言葉であると同時に數である。かういふ風になつて居つて日本語程義と數と備はつて居る國はありません。希伯來語に幾らか各一つ一つの音に數を現はすものがあり、ギリシャ語にもあり、ラテン語の中にもあるやうであります。あのアルハベットとか或ひはアルファ・ベータで考へられます音が、現はす數字は不完全である。日本の一、二、三、四、五、六、七、八、九、十の此の五十音に現はれて參ります音が數

字を現はすものとは比較が出来ない。今暫く一音一義といふことは、別問題と致しましても、現にアイウエオの五十音の中に日本の言葉の幾千幾萬が組み立てられ、どんな大きな事象も思想も此の中に打ち込んで行くだけの言葉になつて居るのであります。同時にそれらの音が數である。それが日本の言葉であります。支那では老子に道は一を生じ、一は二を生じ、二は三を生じ、三は萬物を生ず、といふことがあり、三まで考へ方が貴ばれて居る。天に三光あり。或ひは天地人の三才といふやうに、三まで大分挙げられて居ります。又書經の洪範に於いて五行といふことが重要なものとして禹に錫はつたとある。此の五行即ち一に曰く水。二曰く火。三に曰く木。四に曰く金。五に曰く土である。諸君の中には五行を研究されたものが多いと思ひますが、これは明瞭なものではない。寧ろ分り難いものであります。然るに日本では五の數字、左手の始めの指から數へてヒフミヨイは周易などでいふ生數であり、右手の始めの指から數へてムナヤコトは成數である。五行といふ考へ方でなくとも數の方からはアイウエオといふ考へ方から見ましても非常に明白なのがあります。尙五行といふこと、又數の事

に就いては話が別になりますから何れ他の機會にお話致したいと思ひます。五の生數の中で、その中の一つが中心になる。例へば方角にしますと東西南北、其の中の中指が中心となり、天と地とを示すものになる。故に東西南北と中心といふときはその中心は天地を貫く絶對的のものであるから、天地である中央と四方とを合せ六合といふ考が五の數から生まれて來るのであります。それから八紘といふことも既に中心がありますして、天地の中心は上下といふ絶對に達する階梯を表はし、殘るものを四方と致しますと、其の四方の間を更に又四方に區切ると八方或ひは八紘といふことが出来るのであります。これ等のものは我々日本國民と致しましては、毎日我々の手に於いて又我々の語る言葉に於いて六合、八紘といふやうな考へ方を容易に持ち得るのであります。茲に日本は畏れ多くも天孫降臨の時に天壤無窮の神勅を賜はりたることが教へられ、臣民は此の有難き御神勅を奉戴して國體の尊嚴を拜するのであります。天壤無窮といふことは獨逸の哲學などに説かれる無事の時の上に立たれて居るものであります。而して誠に有難いことには我々の現在持つて居る言葉、五十音の上からそれが現はれて

參るのであります。政治の上から見ると、支那では王道といふものは主に三といふことを基本として考へまして、周易でいふ時と徳と位といふものが備はれば行はれるものと見るのであります。日本では三でなく、生と命とを有する五であります。而して命といふことは運命でなく、靈格的なもの、神格的なものとなつたのであります。而して皇道に於いては時、位、徳、生、命の五大範疇を具現するのであります。ヘーゲルのいふやうに、基督教的なものと獨逸的の考へ方から獨逸に精神といふものを造り上げた。彼は客觀精神といふものを説明するがその本質はまだ十分でない。日本にいふ精神の考、命の考、魂の考といふものは我々皆持つて居る。人といふことは數の音から見ると一二三四五六七八九十の一一番初めの一と終の十を合せて人となる。數からいへば即ち一と十、之を合せたものが人、數からいへばさうなる。それからヒといふものは太陽の日、光のヒ或ひは冰のヒであるといふやうなヒとしての音で表はされる。現在物理の世界に於いては量子とか粒子とかいふ物象の研究から見て根源的なものが説かれて居るが、それに比すべき一つの現はれ方がヒである。其のヒといふ

ものが、トマツタものが人である。人類の心といふのはココロ即ち九と九と萬である。九九、八十一。即ち八千萬魂ともいへる。天台の一念三千といふこともあるが、一念三千よりも一層大きな八千萬魂といふやうな數字が現はれて来る。心といふことが如何に靈妙なものかといふことを示すのであります。我々の持つて居る日本語といふものは誠に容易ならざる深い意味がある。然るに此の日本語に就いて言靈としての研究が多く顧みられないことは遺憾であります。日本の言葉は必ずしも西洋文獻に依らないでも研究は出来るのであります。が、明治の時代になりまして西洋文學の研究が奨勵されると共に西洋式の文法で日本の言葉を習ふといふことになつて、日本の言靈學といふものは傳へられなかつた。之が爲に日本語の研究が十分でない。大東亞戰爭は奇しくも純正な本質的な日本語の研究を大いに促すことになつた。最早西洋文法の羈絆からも、支那、印度の繫縛からも解き放たれねばならぬ。而して日本の言葉の研究を十分にやつて參りますと、此處から六合、八紘といふ大理想が臣民にも與へられて皆生れながらに備へられてあつた。かういふことが明白に分つて來るのであります。六

合があり、上下があり、中心があり、それから平面的な八紘がある。茲に日本の國體が儀然たる組織として法學の上にも考へられて來るのであります。然るにヘーゲルの哲學書の中にピタゴラスの數の問題を引いて居ります。此のピタゴラスの數に依りますと、四が根柢の數で、初めの一から四に至るまでの各數、即ち一一三までの數が此の四といふ數に至り始めて十の完數を成すことが出来る。一一三に四を加へると十になる。詰り一と二で三、それは三を加へて六になる、それに四を加へると丁度十になるから四といふ數は結局永久の自然の淵源根本であり、同時に宇宙の精神的及び物體的の論理であるといつて居るのであります。所が此の四の數に依りますと、これを東西南北に配する場合に四方となる。又或ひは八方となる。けれど天地といふ中心を求めることが出来ない。従つて上下の關係を成立せしめることは出来ず、單に平面的關係になるのが主であります。ギリシャでは一種の東洋の王者の政治といふものがあつたのであります。既にアリストテレスの時は其のものの本體がよく分らぬことになつて、結局ボリタイヤの墮落したデモクラシーになつたのである。ギリシャの數論的の體系からの考

へ方に於きましては四といふことが本となつて、デモクラシー的の見解を立てるといふことになつたものとも考へられるのであります。東洋殊に日本に於いて數の本は五でありまして我々の言葉の中に五を持つて居る。又音としてアイウエオの五十音「ン」を現はすと五十一清音を持つて居る。さうしてアイウエオ母音とクスツフムヌル父音とと一緒に組み合せまして子音が出来る。日本書紀の中にも「天先づ成りて地後に定まる。然して後、神聖其の中に生れます」かう仰せられて居りますが、アイウエオの母音があり、クスツフムヌルの父音があつて、組み合して出来るカ行の音、カといふ字に就いて本居宣長は餘り説きませぬが、平田篤胤なり或ひは落合直澄などといふ人は神はカクリミといふ字の中クリの二字を省いてカミといふやうに考へ、又カスミ、カスカといふやうな意味でカといふ音に神といふ意があるといふのであります。日本書紀にあるが如く、天が成り、地が成つて然して後、神聖其の中に生れます、と同じく父音と母音とが成つてカ行のカが出る。其の次にキミが出る。其の次にクニが出る。これはこじつけだといはばそれは御判断に委せるのであります。少くとも我が國の言葉、

言語は大いに研究することが同時に又大きな法律の基本の精神を考へるといふことにも相成るのであります。かかる言葉や數字のことまで考へてそれから例へば支那に於ける世界觀や人生觀、印度人の持つて居る世界觀や人生觀と比較して見る。それからマレー人なりフィリッピン人の持つて居るものと比較して見る。其の上に於いて我々が若し學問的に説明して、又極めて自然的に考へて行つて、それ等の國に於ける世界觀、人生觀の説明のつかないものが日本に於いて説明がつくといふことになりますれば思想の上に於いては日本の卓越して居るといふことが證明されるのであります。今日、本の法、これを法^のと申します。「のり」は「みこと」、「まこと」と深い連絡がある。「みこと」、「まこと」から、「のり」といふ仰せ言があり、それが方式に現はれて参りますして、「みこと」が「まこと」であり、「まこと」が「のり」であり、そこに誤差がない。「みこと」は、尊であり、命であり、又御言である。御言は誠である。誠の載る言葉は秩序に關する。生活に關する。平和に關するといふやうなことに於いて其の言葉通りに實現して参りますならば、そこに誤差といふものもなく、希望を意思に意思

を經綸に運営する狀態が現はれて來るといふことになる。即ち強制的に命ずることなく、本質的に「みこと」から「まこと」、又「まこと」から「のり」として億兆が、かんながらに仰いで来るやうなことに相成るものであらう。かういふ風に私は考へるのであります。若し法律學を修める方がただ法規を作る。作られた法規の解釋をするといふだけで、それを强行しようとすると、場合に依りますと無理も起くる。そこで獨逸のザウワーのやうな三次元說も出て來るのであります。法といふことに就いても生命觀から之をレビトといふのである。メツガア(註六)は法規と健全な民族感覺といふ言葉を使つて居ります。さういふやうなものが本當の法即ちレビトである。これ等の生命觀的法學の考へ方は自然法學者の考や又はシユタムラーやケルゼンの考へ方よりも一步進んで居るといふことがいへると思ひます。これと比較して日本民族の持つて居る言葉、法、「のり」といふことは一面簡単なやうであります、他面又實に深遠なものである。茲に真理の大きな味ひがあると思ふのであります。先づ日本に於ける法といふことを十分に研究して貰ひたい。無論學問に於いて排他的であるべきでない。外國のも

のと雖も之を研究する。その長所は何處にあるか、その短所は何處にあるか、これは十分研究せねばならぬ。けれど又進んで我が國は如何なる優れたものがあるか、我々の使つて居る言葉といふものが如何なるものであるか。言語學と法學との連絡の如きも更に深く考へる時代に今はなつて居ると思ふのであります。大東亞戰に於ける必勝の信念といふものを、唯言葉の上だけで、普通表面だけできういふのではない。本當に我々日本民族として世界に平和を現はす所の生命の規範を體驗して持つて居るのである。今日それを我々は現實に持つて居る。支那の五行十干といふやうな考へ方は表から見ると、非常に頗はしいものでありますけれども、これをモット碎いて考へますと、日本人が生れながらに有する五十音、或ひは五十一清音は同時に數字になつて居る。これに比較は出來ない。簡易明確な五十音、國學者は「ン」といふ音は日本には昔はなかつたといふけれどもこれも一概に斷定出來ないと思ひます。我々が「シ」と頑張れといふ時分には此の「ン」といふのは自然の聲である。ムといふ音だけであるといふことは寧ろ漢音に捉はれたものと思ひます。私は學者に理由なく反対するものではない。

ウクスツヌヌブムユルウ。こゝに音として研究する重要な問題があることを忘れではならぬ。こゝには何れも「ン」を含んで居る。その「ン」の音は刎る音でなく、音の始であり、終であるのであります。各音に必ず含まれて居る音であります。生命的、活動的の根源であります。かういふやうな言葉を研究して、こゝに日本の簡易明確な音があり、そこに父深遠な意義があるのです。今日の如き大事業の起るのも偶然でなく、又新秩序が日本から發するのも偶然ではない。かゝる趣旨に於きまして、今日は日本法學の本質を研究することを勧め、これに從事する新進有爲の先生方に深く敬意を表するものであります。殊に此の機會に於いて、日本に法理學の研究の途を開いて下さいました穂積陳重先生に深く感謝感激を致して居るのであります。先生が實に廣く世界の如何なる法律をも研究せられまして、又日本の制度慣習其の他の事柄を研究せられまして、日本法學の爲に畢生の努力を捧げられましたことを私は終生忘れることが出來ない。大東亞建設と日本法學とは實に不離相關のものであります。若し世の中に法學の如きものは理工科に比べて低いもの、或ひは理工科よりも値打のないもの

だといふやうに考へる人があればそれは非常な間違ひであります。此の法學の中に我が生命が籠つて居る、我々大和民族から生れて来るものこそ大東亞に新たな秩序を與へる。獨り大東亞といふばかりではない。歐米の國際法學者や平和論者が色々考へて出來ない其の本當の世界の平和が此の大日本民族の言葉の中にある。その言葉に表はされた「のり」の中にある。眞に驚嘆すべきことである。畏くも皇室。遡りましては神武天皇様の御令の中に既に包含せられて居る。日本書紀を見る。そこに明らかに書かれている。それ故遠き昔のことのやうに考へられるのが、單に過去のものとして遠く離れたものではありません。日本國民は日日夜夜に常に両手を持つて居る。両手を拍つて神を拜する。両手を擧げて我々は悦ぶ。両手を擧げて萬歳を唱へる。此の中に既に大きな眞理が含まれて居る、これに依つて此の大東亞戰爭に勝つ信念が湧く。此の信念は我々の生命から生れて来る。我々が生命の進展として生があれば死がある。その死といふのは我々の眼先の形に變るのである。けれどそれは有限の時から無限の時に入つて行くのである。唯空間の考へ方から時間といふものを推して考

へるやうな見方に止まつて居るから其處に生死の問題が分らなくなるのであります。本當の我々の直接體験といふものは時である。生命の現實とは其の時の流に飛込んで行くことである。飛込んで行く以上は生命が永遠と結びつかねば已まぬことになる。飛込むといふことは生命が時の無窮に呼吸することを體驗するをいふのである。而して日本民族として我々は生れた時に母から與へられた言葉の中に此の眞理把握の鍵が具へられて居るのであります。私は先般山本元帥に手向けをするのに

人生有死得時難

默々將軍鍛鐵肝

氣壓五洲呑四海

千秋事定勇魂安

といふ拙い詩を以つて致したのでございますが、これは死の生きることであるといふやうなことは、有限空間の生命から無限時間の生命に入つて行くのでありますから、我日本人としては其の信念と其の思想とを養ふことは必ずしも困難なものではなし。

今日の大東亜戦争に當たりまして生命を賭して戦はれる方々に對しましては實に感謝
感激に堪へないのであると共に崇高な生き方に進んで居ることを疑はぬものであります。
學徒と致しましても其の考へを常に持つて居る。法學の上に於いて秩序を立て
るヒトモノとは、天壤無窮、六合開都、八紘爲宇といふ大現實から發する生命の永遠
不滅ヒトモノとが大きな基本になつて居るのであります。これは到底一朝一夕の言辭
に盡し難いところであり、學的に證明する外に體驗を要するのであります。が、大日
本の法學に依つて大東亜の秩序の建設をする經綸の人々は、かういふやうな信念と思
想とに鑑み堂々とお進みを願ひたいのである。甚だ拙ないお話を致しましたが、
これで終ります。

註(1) ネルソンの著述¹⁾ 1. Vorlesungen über die Grundlagen der Ethik. 2. Die Rechtswissen-

schafft ohne Recht. 3. Ethische Methodenlehre. 4. System der philosophischen Rechtslehre.
がある。

註(1) ザウワーの著述と論文は頗る多い。註(2) Rechts- und Staatsphilosophie 等の Biblio-

graphic を参照せよ。

- 註(1) Hegel, Gesch. d. Phil. I. S. 136. Berlin, 1833.
- 註(2) Hans Reichenbach, Philosophie des Raum-Zeit-Lehre, Berlin u. Leipzig, 1928. S. S. 130.
- 131. 紙著政治哲學十七年選 1111回 111回²⁾。
- 註(3) Emil du Bois-Reymond, Die sieben Welträtsel, Leipzig, Verlag von Veit & Co. 1858.
- 註(4) Edmund Mezger, Deutsches Strafrecht, 1938. Berlin, S. 21. S. 24.

昭和十九年三月二十九日印刷
昭和十九年三月三十一日發行

文部省教學局編纂

印 刷 局 印 刷 發 行 課

販賣所 印 刷 局 發 行 課

全國各地官報週報普及部
全國各地主要書店
定 價 二十 銀

東京都麹町區大手町
電話丸ノ内(2)351-1359
振替東京 一九〇〇〇

文部省敎學局編纂	臣 民 の 道	定價 A5 判
文部省敎學局編纂	國 民 道 德 大 意	定價 A5 判
文部省編纂	國 體 の 本 義	定價 A5 判
日本諸學振興委員會編纂	A5 定價	A5 定價
日本諸學 (第四號)	判	判
	送料 一八	送料 一八

本書は、現下の時局に鑑み、國體に溯源し深遠廣汎なる皇國臣民の道を明確にし、國民道德の振起昌揚に資するため編纂されたものにして、國民蒙つて必讀すべき臣道實踐の指導的解説書である。

忠愛敬孝こそ日本國民の傳統で、我が國民道德の源流である、本書は日本と英米等の道德との根本的相違を明かにし、我が國民道德について詳述せるもので「臣民の道」の姊妹篇として國民忠誠の良書である。

我が國體は宏大深遠である。然して本書は大日本國體、國史に於ける國體の關係等に就いて國體を明徴にし、國民精神を活潑振作すべき刻下の急務に鑑み、編纂せられたる臣民必讀の書である。

文部省に於て日本諸學振興の機運を廣く一般學界に滲透せしむるための機關誌として「年四回」刊行の豫定で、學界の指導的價值を信持すべき内容を要することに關心し本讀はその道の大家の執筆を網羅してゐる。

行發局刷印

製本機

同第號



041
Mo31



.20

終

